

## 情報システム刷新準備資金の積立てに関する基本方針について

自動車リサイクルの情報システムについては、今年度完了した性能対策等により今後10年間は継続使用できる見通しである、しかしながら、10年後の平成35年以降では現状の情報システムは、その時代のソフトウェア等と合わない可能性も高く、自動車リサイクルシステムの安定運用に重大な支障が生じる懸念がある。これに対処するには、情報システムの大規模な刷新の必要性が高く、このための資金を確保しておく必要がある。

本財団は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第 18 条第 1 項<sup>(\*)1</sup>に規定される将来の特定の活動の実施のために、特別に支出する資金として、特定費用準備資金を積立てることができる。上述した情報システムの刷新のための資金確保のために、この制度を活用するものとする。上記の特定費用準備資金は、その使用目的から『情報システム刷新準備資金』(以下、「準備資金」という。)と称する。

上記準備資金の積立てに関する下記の「基本方針」は、本財団が定める特定費用準備資金等取扱規程(案)第 5 条<sup>(\*)2</sup>に基づき、本財団理事会で決議されるものである。

ただし、この基本方針については、資金管理業務規程第 27 条<sup>(\*)3</sup>に定められる資金管理業務の実施に関する重要事項と位置づけられるものであることから、資金管理業務諮問委員会にて審議後、本財団理事会の決議を得るものとする。

なお、将来の情報システムの刷新に要する費用の負担のあり方に関しては、経済産業省ならびに環境省の関連審議会での検討事項と考えられるが、平成 16 年 3 月 17 日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 6 回合同会議資料「指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について」において示された「ただし書き」を踏まえつつ、準備資金の積立てを実施するものとする。

## 《情報システム刷新準備資金の積立てに関する基本方針》

- (1) 平成 35 年度に想定される情報システムの大規模な刷新のために、指定三法人は平成 34 年度までに情報システム刷新準備資金(以下、準備資金という。)を積立てるものとする。
- (2) 準備資金の額は、自動車リサイクル法の制定当時に要した各種システムの設計・開発等の費用構成を基に、現在の指定三法人が利用する情報システムの状況を勘案して、これを定める(「添付 1」参照)。
- (3) 資金管理法および情報管理センターによる積立額の上限は、情報システムを利用する関係者と合意された『情報システム利用費に関する按分比率』および平成 16 年 3 月開催の第 6 回産構審・中環審合同会議において示された『指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方』に基づき、これを定める(「添付 2」参照)。
- (4) 指定再資源化機関による積立額の上限は、上記の『情報システム利用費に関する按分比率』に基づき、これを定める(「添付 2」参照)。
- (5) 指定三法人は、業務に支障が出ないように配慮し、原則として積立期間で平準化した額を毎年度の積立予定額とする。

準備資金の積立ては本来、公益法人への移行直後から実施すべきであったことに鑑み、積立期間は平成 23 年度から同 34 年の 12 年間とする。なお、今年度には原則として、平成 25 年度分に加えて平成 23 ならびに 24 年度分の 3 ヶ年分を積立てるものとする。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

(\*1) 第 18 条 特定費用準備資金

公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。))に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

- 一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。)のうちいずれか少ない額
- 二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額

特定費用準備資金等取扱規程

(\*2) 第 5 条 (特定費用準備資金の保有に係る理事会の決議)

本財団が、前条の特定費用準備資金を保有しようとする場合は、代表理事は、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠を「基本方針」として理事会に提示し、理事会は、次の要件を満たすときにおいて決議するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

資金管理業務規程

(\*3) 第 27 条 (資金管理業務諮問委員会の審議事項)

資金管理業務諮問委員会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び必要と認める意見を代表理事に述べる。

- (1) 資金管理業務規程
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 再資源化預託金等の運用
- (5) 法第98条第1項に規定する特定再資源化預託金等の取扱い
- (6) その他資金管理業務の実施に関する重要事項

指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について

平成 16 年 3 月 17 日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 6 回合同会議 資料

【Ⅱ. ランニングコストについての具体的な費用負担の考え方】

上記を踏まえ、関係者間で詳細を検討してきたところ、詳細以下のとおりと整理される。

1. 資金管理法人のランニングコスト

○自動車所有者にはリサイクル料金以外に資金管理法人に関するランニングコストを資金管理料金として負担いただくことになるが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤のコストを、②リサイクル料金の払渡しを受ける立場として一定のコストを負担する。

○具体的には、

- ①資金管理業務に必要な基盤のコストである人件費、施設管理費等は、自動車メーカー・輸入業者が負担
- ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車メーカー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車メーカー・輸入業者が一部負担となり、  
資金管理料金としては、上記②のうち自動車メーカー・輸入業者が負担した残りの原則折半部分に加えて
- ③リサイクル料金の預託收受に要する費用(收受事務の委託コストや收受に必要な機器のリース費用、預託確認に必要な国土交通省等からの情報の取得に要する費用など)と資金運用に要する費用
- ④資金管理法人の独立性・公開性の確保(資金管理業務諮問委員会や外部監査等)に要する費用が含まれることとなる。

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

## 2. 情報管理センターのランニングコスト

○自動車所有者にはリサイクル料金以外に情報管理センターに関するランニングコストを情報管理料金として負担いただくことになるが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的成本を、②電子マニフェスト情報をリサイクル料金の払い渡し請求のエビデンスとして利用する立場として一定のコストを負担する。

○具体的には、

①情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等は、自動車メーカー・輸入業者が負担

②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用、といった自動車メーカー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車メーカー・輸入業者が一部負担と整理されることになる。

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

以 上

## 情報システム刷新の必要性とその規模

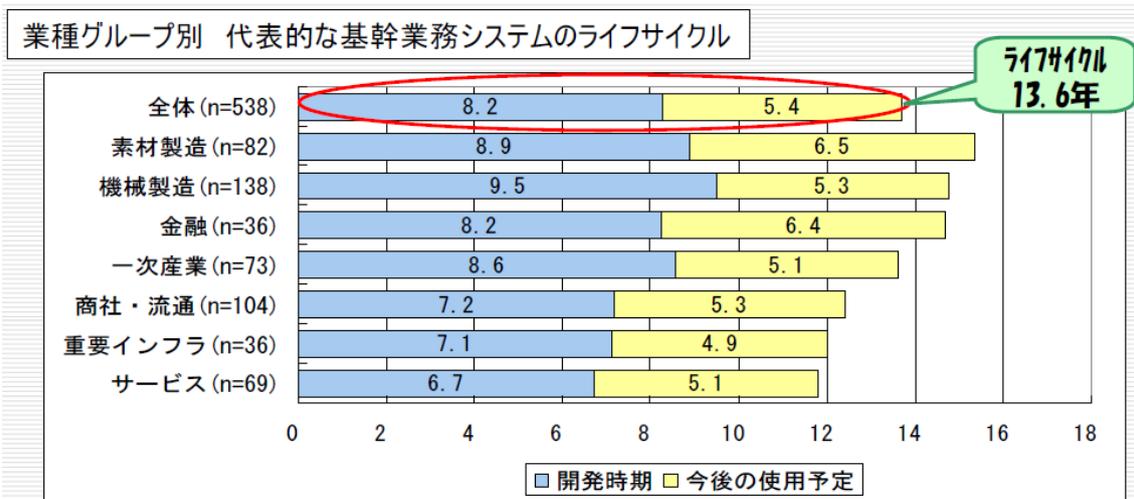
### 1. 情報システム刷新の必要性

本財団は情報システムの改善策に関連した各種対応を終えた今、将来の情報システムの刷新に関する見通しを立てるために、そのライフサイクルについて一般的な動向を調査した。

その結果によれば、製造業・金融業、又は流通業・サービス業などの業種によって若干の差はあるものの概ね 10 年から 15 年のサイクルで業務ニーズを反映させながら業務システムを刷新している状況にある。

また、スマートフォン端末などの新しいユーザーインターフェース、又は最近話題のクラウドコンピューティング、進化したデータベースや開発言語などの技術革新された ICT 環境 (Information and Communication Technology) に対応するため、10 年から 15 年のサイクルで基盤システムも更新している。

なお、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会による調査(下図参照)においても基幹業務システムのライフサイクルが平均 13.6 年であったと報告されている。



(図) 業種グループ別 代表的な基幹業務システムのライフサイクル  
(出典: 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会)

上述のライフサイクルを、平成16年から稼動する自動車リサイクルの業務システムに当てはめた場合、残余使用年数は約4年となるが、今年度実施した情報システムの性能向上対策等により、性能悪化となる要因に対処し、かつハードウェア・ソフトウェア等を最新なものに切り替えたことから、現状では今後10年間は継続使用ができる見通しである。

しかしながら、10年後の平成35年以降の情報システムについては、その時代のソフトウェア・ハードウェア等との適合性に関するリスクを考慮した場合、自動車リサイクルシステムの安定運用に重大な懸念が生じる可能性がある。このため情報システムの大規模な刷新を考慮しておく必要がある。

## 2. 情報システム刷新に要する費用の規模

将来の情報システム刷新に要する費用の算定は、その時代のICT技術の水準を予測する必要があり、極めて困難である。したがって、上記費用の算定に当たっては、平成17年7月開催の第9回 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料『自動車リサイクル法の施行状況全般について』に示された資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム初期構築費用145.0億円をベースとして、これに消費税額を織り込み、更にコンサルティング会社等による調査・業務設計費31.0億円および指定法人業務の運用開始後における追加機能分28.0億円を加えた。また、情報システムの改善策の実施により効率化できた△20.6億円を控除し、合計約190.7億円を情報システムの刷新に要する費用と試算した。

(表)情報システムの刷新に要する費用構成及び費用試算

(単位:億円)

費用構成	情報システム刷新費用	実施予定期間
調査・業務設計費	31.0	平成 33 年度から刷新のための準備を実施し、平成 35 年度に新システムに移行を予定
詳細設計・開発・移行費	123.3	
稼働検証・調整費 他	36.4	
合 計	190.7	

以 上

## 情報システム刷新準備資金における指定三法人の積立額の試算

指定三法人が利用する情報システムの設計・開発等の費用構成の基に、現在のシステム構造、規模、データ量等から勘案すると、情報システム刷新準備資金(以下、準備資金という。)の総額は、約190.7億円と推定されることを『資料6 添付1』情報システム刷新の必要性とその規模』で述べた。

上記準備資金のなかで、指定三法人による積立額の上限を、情報システムを利用する関係者と合意された『情報システム利用費に関する按分比率』および平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議で示された『指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方』を基に試算した。結果は下表のとおり。

### 1. 情報システム刷新に要する額および指定三法人の積立額

(単位:億円)

	按分比率 (*1)	システム刷新に要する額	内指定三法人の積立額の上限 (*2)		
			計	自動車所有者負担	事業者負担
資金管理法人	44.67% (60.02%)	85.2	42.6	42.6	0
指定再資源化機関	0.50% (0.68%)	1.0	1.0	0	1.0(*3)
情報管理センター	29.25% (39.30%)	55.8	27.9	27.9	0
指定三法人 負担計	74.42% (100.00%)	141.9	71.4	70.5	1.0
指定三法人 以外 (*4)	25.58%	48.8			
総 額	100.00%	190.7			

(金額の表示について:千万円未満を四捨五入表示としているため、合計額は必ずしも計算値と一致しない。)

- \*1 情報システム利用費の負担の考え方は、前年度の関係法人機能毎の処理件数とデータ量、プログラム規模(ステップ数)を組み合わせた業務比例配分方式で按分比率を決定している。当該積立額の算定についても、この按分比率を用いる。  
なお、括弧内の比率は指定三法人合計を100%とした場合の各々の比率を示し、システム刷新に要する額の算出に使用した。
- \*2 将来の情報システム刷新に要する費用は、平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議資料『指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方』(添付参照)に示された「ただし書き」を踏まえ、毎年度のランニング費用より積立てるものとした。資金管理法人ならびに情報管理センターの負担分は自動車メーカー等と折半になる。両法人における積立ては、自動車所有者負担分のみとする。
- \*3 指定再資源化機関に特定再資源化等物品の処理を委託している自動車製造業者等からの委託費よりの負担分。
- \*4 指定三法人以外の負担分は、その他の関係者(一般社団法人自動車再資源化協力機構、ASRチーム(TH、ART))による。

### 2. 指定三法人による積立てに関する年度毎の予定額

以下の「情報システム刷新準備資金の積立てに関する基本方針」に従えば、指定三法人の年度毎の積立て予定額は下表のとおりとなる。

『準備資金は、平成35年度までに完了予定のシステム刷新に関連する費用であることから刷新完了前年の平成34年度までに積立てることとする。

指定三法人は、業務に支障が出ないように配慮し、原則として積立期間で平準化した額を毎年度の積立て予定額とする。

準備資金の積立ては本来、公益法人への移行直後から実施すべきであったことに鑑み、積立期間は平成 23 年度から同 34 年の 12 年間とする。

なお、今年度においては原則として、平成 25 年度分に加えて平成 23 ならびに 24 年度分を加えた 3 ヶ年分を積立てるものとする。』

各年度における積立額については毎年度の収支予算書に織り込み、資金管理業務諮問委員会の審議および本財団理事会の決議を経て、法第 95 条第 1 項の定めに基づき経済産業・環境大臣へ認可を受けるものとする。

(表) 指定三法人による積立予定額

(単位: 億円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
指定三法人による積立額計		14.1	7.0	6.7	6.7	4.6	3.9	7.3	7.3	7.1	6.8	71.4
内 訳	資金管理法	10.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	42.6
	指定再資源化機関	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.0
	情報管理センター (*)	3.2	3.4	3.0	3.1	1.0	0.3	3.7	3.6	3.5	3.2	27.9

(金額の表示について: 千万円未満を四捨五入表示としているため、合計額は必ずしも計算値と一致しない。)

\* 事業運営に必要な運転資金を確保することが出来ない場合は、余裕資金から必要運転資金を差し引いた額を積立額とする。

以上